

議 事 録

平成 2 5 年第 2 回定例会

[最終日]

平成 2 5 年 6 月 2 8 日 (金)

開 議	
議 長	皆さまこんにちは。 本日の出席議員は、１６人です。 定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。 （１３：００）
日程第１	
議 長	日程第１ 町長から追加議案の提案理由の説明を求めます。 田頭町長
町 長	こんにちは。 本日は、平成２５年第２回筑前町定例会の最終日でございますが、開会初日をお願いしていましたように、追加議案を上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。 議案第４０号 筑前町の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定につきましては、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、本町においても特例措置を定めようとするものです。 以上、追加議案を提案させていただきますので、慎重にご審議のうえ、承認いただきますようお願い申し上げます。追加議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第２	
議 長	日程第２ 議案第３０号「財産の処分について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 内堀議員
内堀議員	今回の財産処分についてですけれども、筑前町の公有財産としてこの分があるわけですが、公有財産としては行政財産と普通財産というふうに分かれると思います。 当然、町営住宅として扱っているうちは行政財産であり、売却することはできないと思いますけれども、今回普通財産というふうになっていて、売却が可能になったわけですが、その経過と手続き等についての説明をお願いします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 今、言われましたように、行政財産については処分ができない、普通財産については処分ができる。この寿団地につきましては、平成１７年７月、住宅の取り壊しが完了をしております。 それ時点までは行政財産でございましたけれども、もう住宅ではない、普通の更地の状態。更地と言いますか、きれいな更地ではございませんけれども、建物のない状態でございます。行政目的の土地ではないということから、普通財産に変わっております。 この変わり方につきましては、地方自治法の規定がございまして、これにつきましては、市町村長の職権と言いますか、で、その部分についてはできると。 ただ、手続き上財務規則がございまして、それを所管している課長が町長に対して、行政財産から普通財産へ切り替えをしていいかというふうな決裁事項を経て、そういった形を取るというふうになっております。以上でございます。
議 長	内堀議員
内堀議員	そういう経過において、今回山隈区への売却を検討されているわけでございます。 山隈区の意向として、区の住民の方が急増していること、そして公民館自体が老朽

	化して、今の現状になかなか対応できないということで、区民の方の意向は十分に理解ができるところでございます。 しかしながら、今回、廃止が提案をされております筑前町公有財産利用計画審議会等にも、この跡地利用について、1回も審議が諮られることなく、この議案の提案に至っているわけですが、十分に審議がなされたというふうに、執行部はお考えなのか、お聞きしたいと思います。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 審議会の件につきましては、今回審議会廃止条例の中でお話をしておりますように、3年8カ月ほど開催がされていないというのが事実でございまして、それはもうこちらとしましても、十分申し訳なかったというふうに思っております。 これが十分、処分について協議がされたかということにつきましては、最初他からの要望もあっておりました。時期的には平成22年ごろの話でございますけれども、当時は保育所、児童福祉施設の建設というふうな話もあっておりました。そういった中で町もいろいろ検討をして、そして保育所の建設については、別の場所ということになりましたものですから、跡地をどうするかというふうなことで、町としましては、区からの要望も来ておりましたし、区もですね、区の要望の中身も、非常に人口が増えて公民館は手狭、しかも敷地は借りておると、そういった状態であると。非常に困っておるというふうなことで、できるだけ広い面積の公民館建設、建てたいということもございました。 そういったことから、公民館につきましては、収益性もない、そして区民全員が利用されるような施設でございましたから、そういったことであれば、譲渡の方向でいこうというふうなことで、何度となく協議をしてまいりました。以上でございます。
議 長	木村議員
木村議員	資料の2及び3の項でございますけれども、評価額に対しまして30%減額した売却予定額になっておるようでございます。 以前、このようなケースにおける県などの基準、これを用いた減額率ということでございましたが、果たして本町の、今回の案件に対しまして、用いて適当なものであるか。また、今後も固定した、同じ基準を適用されるのかですね、こういう案件が出てきた場合。 ちょっと不安に感じますので、減額率につきまして詳しくご説明を求めます。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 この財産の減額処分につきましては、減額する条例につきましてはございます。これは、近隣もいろいろ調べさせていただきまして、こういった減額条例はどこでも制定されておられます。 しかしながら、減額率がどれだけとか、そういった部分のですね、細かい率を定めたものがなかなか見当たらない、本町もございませんでした。 そういったことから、県外も含めましてですね、いろいろと調べをさせていただきました。 そういった中で、最高75%減額のところもございました。しかし、それはどういったことかと言いますと、寄附をされた土地、そういったものを10年以内に返還を求められた場合には、そういった減額でしましようということで、これは特別なことではないかということで、それはちょっとあまりだろうということで、他のところを調べまして、山口県それから新潟県、宮崎県、そういった市町村のところのですね、ちょうどそういうふうな事例がございましたので、そこを調べますと、やはり30%、

	20%、25%、そういったこともございまして、収益性のない公共的なものについては、そういった減額率があるということで、そういうふうな30%というふうに関はさせていただきます。 これが基本かということになりますと、やはりひとつの30%というのは、基本になってくるだろうと思います。 ただし、これが全部が30%になるのかということについてはですね、それぞれのやっぱり事案で判断をしていかなきゃならないというふうに思っております。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	この財産処分に関して、山隈区内の区民の皆様の内情は理解するところでございすし、また、存在する地域は山隈区内でございしますので、区民の皆様が購入して活用したいということを要望なさっております。それで、基本的に山隈区に売却することは差し支えないというふうに思います。 また、それに付随してですね、いろいろ配慮をすること、ある一定の配慮をするということも差支えはないというふうに思いますし、その配慮はあっていいというふうに考えます。 しかしながら、先ほど内堀議員の質問にもございましたが、公有財産利用計画審議会条例があつて、これが3年8カ月も開催されていない。 この条例こそですね、こういう場合に活用して、きちっとした審議がなされるべきではなかったのかなというふうに考えます。 それで、購入されない残地なんですけれども、この取り扱いについてですね、やはりこういう審議会の中でもう少し検討する余地が、審議会を開かれておればあったのではないかというふうに、ちょっとその点心配しますので、質問いたしますが。 地元区に維持管理、残地の維持管理を予定するという説明でございましたが、この土地の使用目的とか、じゃあ、いつまで維持管理をお願いするとか、その期限ですね。また、諸々の条件、そういったものというのは、ちゃんと定められるものなのか、また、近い将来において山隈区の方が、この土地を購入するような計画があるのか、お尋ねをいたします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 地元区との管理の関係でございしますが、これにつきましては、議会冒頭、初日に申し上げましたように、朝日区それから朝園区、ここにおきましても、こういった事例の中で、地元での管理というふうな協定書と言いますか、そういったものを取り交わしております。 期間的にはですね、その協定の中につきましては、1年ごとにしておるようでございます。そして双方問題なければ、さらに1年ずつ延長していくというふうな内容になっております。以上でございます。 将来的な部分につきましては、そこまでは詳しく詰めておりませんけれども、会合の中ではですね、やはり広げていきたいというふうな、区の役員さんとの会合の中では出ておりました。 ただし、それについて、書面でですね、そういうようなはっきりしたものは確かになかったかと思っております。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	広げていきたいという意味が、いまいち私は理解できていないんですけれども、広げるといってもどの程度まで広げるのかということもあると思いますしですね。 それと公民館建設予定ということを聞いておりますが、公民館の建設時期と言いま

	すか、そういうのは具体的に決まっているんでしょうか。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 これにつきましては、地元区がですね、いつ頃されるかということになるかと思えますけれども、会合のですね、協議の場の中では、土地の買収費、それについての資金等も必要であるから、その部分の建設の部分の資金については、相当不足もするというようなこともございまして、いつ頃ということまでは聞いておりません。以上でございます。
議 長	久保議員
久保議員	参考資料に航空写真が載っております。 これを見ていただければですね、売却された土地の残地は、管理をもって、一応広場なり公園として使用が、無料で使用していいということをお聞きました。 その南側に広い公園がございまして。そして、その横にもですね、西側にもちょっと小さいんですけど、公園がございまして。 今、公園がなくて困っている地域、たくさんございまして。また、さらにですね、区の公民館建設には、住民が長年にわたり積み立てをもってですね、頑張っているという状況の中に、こういう広い、周りにも公園があつてですね、ちょっと平等性に欠けているという声が、住民から出るんじゃないでしょうか。 今、こういう財政難の折でございまして。町有地、いい条件があれば、やっぱり売却して増収につなげる。また、その土地が、宅地ができるような場所であれば、それを住宅地にもっていくことで、人口増をねらうとかですね、そのようなこともあります。住民からの声が私は心配でなりません。 ちょっと私、公民館に町有地を安くやるということは、私は反対じゃないんですよ。あまりにも周りに公園がたくさんあつて、この公園を次に何か利用する目的があるのか、広すぎて管理が行き届かないんじゃないかと、いろいろ心配をするわけでございます。 その辺、公園あたりは、前のある、既存の公園あたりはそのまま、まだ公園として使っていくんですか。 寿団地の南側に広場がございましてよね、かなり広い。 （「山隈の広場です。」の声あり） 山隈の広場。広場を売却して。
議 長	久保議員、質問の内容がはっきりしないようですので、公園がどこの公園かきちつとして。
久保議員	すみません。 これは、町の町有財産と思って勘違いしました。 その遊休残地を貸し与えるなら与えるで、期限付きの覚書をもってですね、やっていかんと、知らんうちにずっと無料で貸し与えるような結果にならないように、そういう契約的なものはされるんですか。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 貸付ということではなくて、あくまでも町有地そのものとして町が保有するわけでございまして、その管理だけをですね、地元をお願いをするということとございまして、それについては先ほどの前例と言いますか、申し上げましたように、大体1年ずつのあれで、よその区ではそういった例があるようでございまして、そういったものが参考になるかと思えます。そういったものを基準としてやっていくことになるかと思えます。

議 長	河内議員
河内議員	この土地全体ですけれども、周りをフェンスか何かで囲む予定ですか。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 全体で囲む計画はございません。 南側に道路が走っております。そこが大体この用地と接する部分が約 7 0 mほどございます。この部分のですね、町有地として町が管理する部分については 5 0 mほどになりますが、ここについては、やっぱり道路との境で車等も通りますので、1. 2 mほどのですね、大体 1. 2 m がフェンス標準高のようでございますが、このフェンスをしようかと。 残り 2 0 m ほどはもう売却をする土地でございますので、そこの道路との隣地についてはですね、地元のほうで植栽されるなり、何らかの手立てを取られるなり、それについては、町のほうでは何もしないよう考えております。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 3 0 号「財産の処分について」を、採決します。 議案第 3 0 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、議案第 3 0 号「財産の処分について」は、原案のとおり可決されました。
日程第 3	
議 長	日程第 3 議案第 3 1 号「町道の路線廃止について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 3 1 号「町道の路線廃止について」を、採決します。 議案第 3 1 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第 3 1 号「町道の路線廃止について」は、原案のとおり可決されました。
日程第 4	
議 長	日程第 4 議案第 3 2 号「町道の路線認定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 3 2 号「町道の路線認定について」を、採決します。

	議案第32号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第32号「町道の路線認定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第5	
議 長	日程第5 議案第33号「筑前町公有財産利用計画審議会条例を廃止する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 内堀議員
内堀議員	先ほどの議案のところでも出てきたんですけれども、公有財産の利用計画については、合併後に町の財産をどのように管理、処分等をしていくかというふうなことで、審議会が設けられたというふうに思っています。 この審議会にかけられたのは、町長諮問で3件ぐらいと聞いておりますけれども、それは、こういう事項に特記したものではなく、町全体の公有財産をどういうふう管理していくかという部分を審議するものだというふうに考えています。 先ほどの議案のところで、その審議会を十分に活用していかなかったという部分も問題でありますし、今後町の公有財産については検討を要する部分がたくさんあるのではないかというふうに思います。 今回これを廃止して、総合支所に特化する検討委員会を立ち上げるということですが、先々のことを考えて、町全体の公有財産について考えるという部分を思えばですね、これを今廃止してそういうものを作らなくても、今の条例で十分対応できるというふうに考えています。 この時点で廃止する理由をお聞かせいただきたいと思います。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 議会初日の冒頭申し上げましたように、この3年8カ月というのは申し訳なかったというふうに思っておりますが、今回、これを廃止いたしますのは、こういった公有財産の審議等につきまして、やはり一定の、全体的な部分につきましても、あるいは一部分につきましてもですね、やはり期間を定め、その財産の処分の目的に合った、あるいは購入してもそうだろうと思っておりますけれども、合った検討委員会あるいは審議会、そういったものを、その人員、その陣容、そういった形で期間等も定めてですね、やっていったほうがよろしいんじゃないかというふうなことで、この審議会については休止状態でもございましたので、今回廃止をお願いするものでございます。 また、支所の関係につきましては、支所の検討委員会を、この条例を使ってはということもございましたけれども、この中については、当然議員は入らないという部分もございました。それから、教育部門の委員もですね、この条例の中には明記してございます。 支所については、そういった委員の顔ぶれよりもということで、支所検討委員会の内容を申し上げましたが、そういった人数、陣容、そういったことでの検討委員会を立ち上げるということになったわけございまして、そのようにやっぱり、それに合ったような形で、ある程度期間もですね、長くだらだらするんじゃなくて、期間を絞ってやっていったほうがいいんじゃないかということで、その時々に合わせて条例なり、規則なり、要綱なり、そういった形でつくって行ったほうがよろしいんじゃないかということで、廃止をお願いするものでございます。以上でございます。
議 長	内堀議員

内堀議員	そういった審議に対する期限とか人数とか、そのメンバーについては、この条例を改正することによって対応することができなかったのでしょうか。 そして審議会と委員会というふうに、ランク付けをするわけではありませんけれども、その権限においては、どういうふうな違いがあるのでしょうか。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 現審議会の条例の中では、今回、総合支所に関することについてはですね、何度も同じようなことを申し上げますけれど、ちょっとどうかなというふうなことがございました。 審議会は12名、それから議員も入られ、教育部局の部分も入られるということで12名ということでございました。そういったこともございます。 それから、審議会と委員会との違いは何なのかと。 審議会、これはもう法に基づいて設置をされるものでございます。それから、委員会だとか、今回します検討委員会、こういったものにつきましては、どちらかと言いますと、私的な部分の期間になるわけでございますけれども。しかし、答申をされたことについては、町とすれば同じような取り扱いで、尊重しながらしていかなきゃならないというふうに思っております。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	ただ今の説明を聞く中では、今回公用地利用の審議会が廃止になるということであれば、これまで、例えば町営住宅の跡地利用、並びにまた総合支所の審議会も20名で構成して審議会を図っていくというふうな説明でしたが、今後そういうふうな活用をする場合は、個別な形で審議会を設けて取り組まれると、対応されるという理解でよろしいでしょうか。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 審議会であれ委員会であれ、結果的には町長の諮問という形ですね、する形になるわけでございます。そして答申をいただくということでございまして、その規模が大きい場合もありましょうし、ある程度特化したですね、住宅跡地の問題だけになるかもしれませんし、それによってはいろいろケースバイケースになるのではなかろうかというふうに思っております。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	今回、先ほどの議案にありました寿団地も住宅跡地の利用でしたよね。今度、福島団地、松延団地が今度なくなるわけですがけれども、そのときも審議会を通さないでするわけですか。区との話し合いでしていくというふうになるんですか。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 まだ具体的にそういった処分のところまで行っておりません。 そういったこともありまして、まだ協議を詰めておりませんが、使途に応じましてはですね、そういった審議会、検討委員会、何らかの委員会等も設置してやっていかなきゃならないというふうに思っております。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	寿団地跡地は審議会は通さなかったけれども、福島団地、松延団地の跡地については、そういう協議会、審議会をつくってやっていくという答弁だったと思うんですが。それでしたら、公有財産利用計画審議会は残すべきではないかと思います。
議 長	河内議員、今のは要望ですか、それとも答弁が要りますか。
河内議員	じゃあ、見解をお尋ねします。

議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 その団地の問題がですね、先ほど申し上げましたように、まだ具体的にどうなるという、いつ頃どうなるかが、まだはっきりしていない状況でもございますので、それについてはですね、必要に応じてそういった諮問等が必要であればやっていかなければならないと思います。 そういった状況でございますので、このままこの条例を廃止せずに置いておってもですね、まだ何年先かは分からないという状態の中では、今回廃止をお願いするというところで、お願いしたいと思います。以上でございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	ちょっと今、いろいろ聞いておりますけれども、別にこの条例を廃止する根拠というのがそんなにないんじゃないかなと思います。 先ほどから聞いておりますと、これから総合支所の問題にしても、いろんな公有財産について、特化した形で委員会を作ることですけれども、じゃあ、これをこのまま残してですね、その中に付け加えたらどうですか。 例えば期限にしても人数にしても、そういうことができるようにですね。何もこの条例を廃止するだけの根拠というのが、私には理解ができないんですが。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 何度も同じような答弁になろうかと思っておりますけれども。 やはり長い間放置をしておったような状態の審議会でございます。やはりそれぞれに合った形で、検討する、諮問する機関を設けたほうがよろしいんじゃないかということで、廃止をさせていただくことでございます。以上でございます。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 今、財政課長のほうがお答えいたしましたけれども、要は、跡地利用がどう効果的に、効率的に運営されるか、利用されるかということが基本だろうと思っております。 今までの跡地利用審議会が本当に有効に活用されてきたのか、3年8カ月以前に活用されてきたのかと言いますと、活用されてきていないと、私は思っております。 この4年間の間にも、例えば弥永の土地の問題、それから朝日西の問題、朝園の問題、様々ございましたけれども、跡地利用委員会に審議するよりも、関係者等、地元の意向あるいは町の公園計画等々の中で決定したほうがスムーズに進む、よりいい結果が出るというようなことで、利用審議会の活用等の意見が全く出てまいりませんでした。これは、内部的にも出てまいりませんでした。このことが1つは問題であったのかもしれないと思っているところでもございます。 今回、この条例を廃止するという提案理由は、やはりよりどう効果的に土地利用を考えていくかということであります。 例えば今言われましたように、審議会ごとに委員を変えるという手法もあろうかと思えます。今度の、特にこの問題が出てきましたのは、やはり総合支所の跡地を考える場合に、やはり特化して、その特化された委員の中で検討、審議したほうが、より良い住民の意向も反映できるんじゃないかなろうかと。 ある委員等の中でですね、よくそれぞれの組織の代表者等々で組織された委員よりも、より成果がでやすいんじゃないかなろうかということで、今回三輪総合支所の委員会については、立ち上げをさせていただこうとしているところでございます。 そういったこともありまして、その委員会と、この従前からありました審議会等がだぶるんじゃないかと、そういったこともありまして、今回この条例を廃止させてい

	ただいて、新しい特化した条例ですね、委員会ですね、運用を考えていきたいという思いでもございます。 このことを一度やらせていただいて、その後まだ必要であればですね、さらにまた別の土地利用の委員会等も必要ではなかろうかと思っております。 別に、この跡地利用だけではなくて、筑前町には他にも土地利用の問題がございます。山林等の利用の問題もございますし、開発問題等もございます。そういった場合にも、やはりそれぞれに審議会等も開催する必要があるのではなかろうかと思うところでもございます。 そういった思いで、今回、廃止と新しい委員会の立ち上げという考えを示させているところでもございます。よろしくお願いいたします。
議 長	矢野議員
矢野議員	公有地の普通財産の処分の問題について、審議会に提案をするということを、処分の問題も、あそこの審議会の中にあるんですね。あれが大きな問題だと思うんです。 今、町長が言われたように、いろんな処分を今までやってきた。それを全然審議会にかけてなくて、処分は当然適当な金額で処分される。 そういう方法で、やっぱり今までの行政はずっとやってきたわけですね。 それをできてないから、今度の山隈の問題もいろいろ意見が出てますけど、いろんな調査をされて、全協で説明をして、そして地元の考え方も十分聞いて、そして地元は当然、あそこの、今持っている土地ですかね、公園の、運動場ですかね。あれも処分して、今後考えるという話でありますので、当然、あの件については、私は賛成したんですけど。 この問題も審議会を廃止するということは、この時点で廃止しないと、町長が言われるようにですね、廃止しておかないと、今後の、今度の支所の問題を検討するのに、やっぱりいろんな問題が個別であるわけですね。その都度、その都度つくるという考え方は、私は確かにいいと思います。 ただ、問題が一番あるのは、今度の山隈の問題があったんで、今後の問題として、ああいと同じような行政区の問題については、河内議員も言われたんですけど、本当に同じような取り扱いをしていただかないと、やっぱりいけないのではないかと。 そうしないと、これは可決したわけですから、そのとおり今後、ああいこの区公民館用地として使う場合については、ああいこの取り扱いをぜひしていただきたい。 そうしないと、バランスが取れなくなるわけですね。そういう考え方で、今後やっていただければいいんじゃないかと思っています。 処分の問題については、今後十分ですね、やっぱり議会に十分事前に協議をされて、契約をする前に、当然ですけど、十分説明をされて議論を受けて、そういう流れでやっていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。
議 長	これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第33号「筑前町公有財産利用計画審議会条例を廃止する条例の制定について」を、採決します。 議案第33号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手少数です。 したがって、議案第33号「筑前町公有財産利用計画審議会条例を廃止する条例の

	制定について」は、否決されました。
日程第6	
議 長	日程第6 議案第34号「筑前町子ども・子育て会議条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第34号「筑前町子ども・子育て会議条例の制定について」を、採決します。 議案第34号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第34号「筑前町子ども・子育て会議条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第7	
議 長	日程第7 議案第35号「筑前町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 金子議員
金子議員	町長にお尋ねします。 この指名競争入札参加の資格審査会、これは、私は反対をしておりましたので、よく覚えておるわけでございます。 これはですね、もう1年前のことです。 内容については、町長がそのときにですね、目を光らせますという答弁がありましたので、安心はしておるわけですけど。この書類のほうにもですね、もう少し目を光らせていただきたいなと思うところであります。 その次の公有財産利用計画審議会については、議案が必ず通るものという格好で、これは早すぎると、ですね。 こっちは1年も遅れて、これは早すぎる。その次は、総合支所の検討委員会はちょうどいいというような、バラバラな出し方ではなくてですね、例えば、本当の条例が通れば、削除するなり付け加えるなりですから、その次の議会にそっちは出す、また、そうじゃなければ、付け加えと削除ぐらいですから、専決処分でも活用できるんじゃないか。 もう少しきちっとですね、統一して出していただかんと、1年も忘れとった、これは早すぎる、ちょうどいいとか、そういうふうな出し方になっておると思います。 そういうふうな、今度からはですね、どうかきちっと目を光らせてもらって、統一した出し方ができないものかと思ひまして、お尋ねします。
議 長	総務課長
総務課長	事務的なことでございますので、私のほうからご回答したいと思います。 まず、この指名競争入札参加資格審査会のほうにつきましては、確かにその後すぐにですね、条例に出すべきことであつたというふうにお詫びを申し上げたいと思います。 それから、公有財産利用計画審議会についてはですね、当然、先ほどの、もし議案

	のほうが通ればですね、同時にすぐに会議をしてですね、進めていかなくてもなりませんので、今までもこういう形で一緒に、同時期にですね、そういった条例の改廃とともにですね、こういう附属機関についても一緒に出させていただいたところでございます。
議 長	金子議員
金子議員	今までも出してあるなら、どうしてこげんバラバラになるとですか、ですね。今までがそういう、できてないから、じゃあ、同時に出すなら出すということですね。 最後の、大体これはきちっとしてあるんじゃないかと思いますが、総合支所の場合につきましては、なら3月議会を出してなからないかんと思いますよ、ですね。 ですから、そのこのところをですね、何かこう、あんまり議案が通るものだというごたるふうな、議員としたら考えるわけですね。 ですから、そのこのところをもう少し、これでいくということであれば、それでもう決定していただいて、そのとおりその都度出していただければ、またそれでもいいかなと思いますが。 今までどおりと言わっしやったが、今までどおりならバラバラ出るということですか。もう一度お聞きします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 上のほうの指名競争入札参加資格審査会については、先ほどから申し上げますように、これは、多分見落としということですね、非常にこちらのほうですね、これまで上げられなかったということで、たいへん申し訳なく思います。 それから、公有財産利用計画審議会、それからその後の総合支所検討委員会については、通常議会で、先ほどは否決されましたけれども、その議案と同時に提出するのがですね、通常でございます。 先ほど申し上げましたように、指名競争のほうについては、それがですね、前回漏れていたということでございますので、改めてお詫び申し上げたいと思います。
議 長	河内議員
河内議員	今、通常、条例とこちらの附属機関も一緒に出すということを言われましたが、今回たまたま、いつもは通っていました。条例も。たまたま否決された。 そしたら、この附属機関に関する条例は、このまま原案で認めるわけにはいかないわけですよ。 ですから、否決される場合もあり得るということは、頭に置いていただいて、次の議会でも間に合うと思うんです。 そのように取り扱っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
休 憩	
議 長	暫時休憩します。 検討するということでございますので。 1時55分から再開します。
議 長	1時55分再開ということにいたしておりましたが、議案33号が否決された関係でですね、書類の差し替えの関係で、若干時間が欲しいということで、2時より再開いたしますので、よろしく願いいたします。 (14:00)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (14:05)

議 長	答弁を求めます。 総務課長
総務課長	お答えいたします。 先ほどの議案が、前議案が否決されましたので、議案第３５号の修正案を提出し、ご説明いたします。 ２３ページです。 「筑前町指名競争入札参加資格審査会及び」の後の「筑前町公有財産利用計画審議会」の部分を削除しております。 それから、この中で、「総合支所検討委員会について」の欄がありますけれども、これについては、条例ではございませんで、要綱で定めるようにしておるところでございます。 以上、修正して提案をさせていただきます。
議 長	質疑を続けます。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第３５号「筑前町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第３５号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第３５号「筑前町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第８	
議 長	日程第８ 議案第３６号「筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第３６号「筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第３６号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第３６号「筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第９	
議 長	日程第９ 議案第３７号「筑前町営住宅専用水道条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)

議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第３７号「筑前町営住宅専用水道条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第３７号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第３７号「筑前町営住宅専用水道条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第１０	
議 長	日程第１０ 議案第３８号「平成２５年度筑前町一般会計補正予算（第１号）について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第３８号「平成２５年度筑前町一般会計補正予算（第１号）について」を、採決します。 議案第３８号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第３８号「平成２５年度筑前町一般会計補正予算（第１号）について」は、原案のとおり可決されました。
日程第１１	
議 長	日程第１１ 議案第３９号「平成２５年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 久保議員
久保議員	国民健康保険事業補正がですね、２３年、２４年は２億円の繰り入れがあっていましたが、２５年度は１億という、半減をしております。 あたかもですね、医療費が下がったとかですね、病人が少なくなったような錯覚を起こしておるんですけど、この少なくなった要因ですね、これを説明していただきたいと思います。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 ちょっと議員の言われることを訂正させていただきたいんですけども。 ２２、２３が２億円で、２４年は１億円でございます。 ２５年度の予算におきまして、２４年度と比べましてですね、歳出で５千万ほどの減になっております。 大きい部分につきましては、一般被保険者分の医療費分でございますが、昨年におきましては、予算よりもですね、１２５，０００千円ほど予算よりも安かったというようなことです。

	それを受けましてですね、本年度予算につきましては、ほぼ県、国並みの医療費、大体2%から3%が大体医療費の伸びといわれておりますけれども、3%ほどは見込んでいます。 ただ、小さな町村ではやはり、急激な医療とかの増加とかもありますので、ぎりぎりを見ているというようなところでもございます。 ただ、24年度分につきましても、最終的に繰入額を1億円に決定する段階は、5月ですね、もうぎりぎりの段階で決定をしているような状況でございます。なかなか歳入が読めないというのが現実でございます。 ただ、前期高齢者分の交付金であるとか、24年度までは当初予算の中に組んでいませんでしたけれども、国庫の特別調整交付金の部分がですね、なかなか読みづらいところではございますけれども、若干増えてきているというような状況もございます。 それで、これで確実にいけるかといわれるとですね、非常に苦しいところもございますけれども、何とかこの中で頑張っていきたいというところで、なるべく一般会計にですね、負担をかけずに、やれるところまでやるというようなところで、1億円をさせていただいておるところでございます。以上です。
議長	久保議員
久保議員	健康意識の啓発ですね、向上の啓発、これはもう今、健康診断とかですね、定期健診とか大いに進められております。 我々議員もですね、住民に対する健康意識の向上の啓発とか、もちろんせないかん。こういうふうな医療費が、2億が1億円に繰り入れが下がったよとか、説明の中でもですね、健康になったからじゃなくていろいろ理由がある。 でも、かつ1億以上赤字であるということで、健康意識を持ってもらうための努力もせないかんと思っております。そういう意味でお聞きしました。はい、OKです。
議長	矢野議員
矢野議員	私は、国保の話ばかりするので申し訳ないんですけども。 一般質問で町長ともお話をさせていただいたんですけども、この時点で、6月の補正で1億円上げるのではなくて、やっぱり最終的には繰上充用でいくという、不足分はですね、繰上充用でいくという、そういう会計運営をしたほうが。 そうしないと、国保会計が単独でうまくやってないんだということは分からないんですね。全然決算も出て来ないわけですから。 だから、やっぱり繰上充用で、どれだけ赤字があるんだということが分かるように、やっぱり運用をした方がいいんじゃないかと思っています。 それか、今までそれを繰入金、繰出金でやっているわけですから、それはそれとして、最終的に不足する分についてやると。 今度の24年度もそうですけど、2億円の当初組んどって、法定繰入金を組んどって、繰出金しとって、そして最終的には予算はそのまま1億円しか使っていないよということで、減額補正は何もしてないわけですね。 だから、そういうことじゃなくて、やはり別会計から出すわけですからね、これは大変なあれなんですね。 町長も言ってあったように、この会計は独立採算制なんですね。だから、そのことを踏まえると、やはり最終的に不足するから、この分はやっぱり一般会計で見てくれというものがないと、今まで予算組んどって、1億円国庫支出金を落して、1億円を出すと、繰り入れるとじゃなくて、そういうことをするとどうもおかしいと思うんです。 せっかく25年度はいい予算を作っていると、僕は思っているんですね。それでいて、最終的にですよ、最終的に不足がどれだけするのか、分からないまま1億円補

	償しますよということじゃおかしいというふうに思うんですね。 そのことも含めて、今後の会計の運営については、よろしくお願ひしたいと思ひます。
議 長	回答は要りますか。 (「はい。回答だけ、どういうふうに考えてあるか。」の声あり)
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 今年度分については出しておりますのであれですけれども、今後ですね、議員の言われることを踏まえながらですね、検討をしていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 39 号「平成 25 年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号) について」を、採決します。 議案第 39 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願ひます。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第 39 号「平成 25 年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号) について」は、原案のとおり可決されました。
日程第 12	
議 長	日程第 12 議案第 40 号「筑前町の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について」を、議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	追加議案書の 2 ページをお開きください。 議案第 40 号「筑前町の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、本町においても特例措置を定めようとするものである。これが、この条例案を提出しようとする理由でございます。 3 ページをお開きください。 条例の内容について、説明いたします。 第 1 条では、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間における一般職と特別職の職員の給与の支給額を削減するため、筑前町一般職の職員の給与に関する条例等の特例を定めることを規定しております。 第 2 条では、給与表の適用を受ける職員に対する給与月額を支給にあたって、中ほどの表にお示ししておりますように、行政職給与表 2 級以下の職員は 4.77%、3 級から 6 級の職員は 7.77%、7 級該当職員はおりませんけれども、9.77%の減額率をもって支給額を減じることを規定したものでございます。 第 2 項については、職員が勤務をしないとき、例えば、無断欠勤があつたりとか、休暇を使い果たした後のですね、欠勤の場合、1 時間当たりの減額を規定をしたものでございます。

	第3項については、6級以上、管理職以上になりますけれども、なおかつ55歳以上の職員、この職員については元々1.5%の減額がありますが、その減額された後の月額に、前項で説明した減額率を乗じた額を減額して支給することを規定をしたものでございます。 第3条では、育児休業等で部分休業の適用を受けた職員の1時間当たりの減額を規定したものでございます。 同じように第4条では、介護休暇の適用を受けた職員の1時間当たりの減額を規定したものでございます。 第5条は、筑前町公益的法人等への派遣職員等に関しての給与減額の取り扱いを規定したものでございます。 具体的には社会福祉協議会への派遣職員を指しますけれども、該当者はおりません。 第6条については、町長と副町長の減額率を規定したもので、100分の10、10%です。を、減額して支給するものでございます。 また、第7条につきましては、同じように教育長の減額率10%を規定したものでございます。 附則、この条例は、平成25年7月1日から施行する。 以上、提案理由の説明とさせていただきます。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	これは、特例期間ということで、7月1日から3月31日までということですが、特例期間が終了した時点、元に戻すという保証はあるのでしょうか。お尋ねします。
議 長	総務課長
総務課長	特例期間は、先ほど申し上げましたように、第1条の中で規定されております。 この期間が廃止したら、この条例は廃止するかということだと思いますけれども。 国においてもですね、そういった法律についてもですね、国家公務員の場合もそういう規定はございませんので、一応国に準じた形で条例を定めております。 ですから、あくまでも期間を定めただけで、この条例が期間を過ぎたから自動的に消滅するというものではございません。
議 長	河内議員
河内議員	お尋ねします。 では3月時点の、3月議会で、この条例を廃止する条例は、提出する予定はあるのでしょうか、お尋ねします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 この条例を廃止する条例は、3月議会ではご提案いたしません。
議 長	総務課長
総務課長	改めてですね、追加して説明申し上げますけれども。 この期間がですね、減額の期間が3月末で終了しますけれども、この条例としては残りますけれども、効力期間としては終了します。 ですから、4月になりますと給与は元通りの形になります。減額しない給料ということになります。
議 長	河内議員
河内議員	この条例をそのまま置いとく必要は全くないわけじゃないですか、3月時点で。それでも廃止はしないんですか。

議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 この期間を定めての効力ですので、この条例をそのまま置いておっても、別になんら影響はないということですね、そのままの、これも国のほうもそういうふうになっておりまして、それに準じてやっておりますので、特に問題ないというふうに思っておりますのでございます。
議 長	川上議員
川上議員	この２ページの表を見ているんですが、２級以下から７級までと。７級はおられないということですが。 他の自治体はですね、まだきめ細かにですね、２級から３級、４級と、５級、６級が一緒というふうな１％ずつ、やっぱり等級の少ない方たちにはですね、やはりもう少し引き下げた議案が出ているようなところもあります。 当然、組合との話し合いの結果だとは思いますが、やはり等級の低い方が非常に厳しいような状況でもあるようですから、そこら辺の組合との交渉結果はどのような結果で話がついたのでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 確かに他の自治体におきましては、この割合の率を細かく分けてあるようなところもございます。 これまでのですね、筑前町では、過去にもそういう給与関係のですね、改正については、人事院勧告を尊重し、それに基づいて組合との交渉の中でですね、お互いの給与等についてですね、改正をしてきたわけです。 今回もそのようなことでですね、国の国家公務員のですね、級ごとの割合がこのようになっておりますので、それを尊重してですね、そういう形でそのとおりにさせていただいたところでございます。組合とも十分に協議をして行ったところでございます。
議 長	川上議員
川上議員	もちろん人事院勧告のとおりということは、私たちもよく話を聞くんですが、それを守らなければ何か不都合があるわけですか。
議 長	総務課長
総務課長	やはり小さな自治体としましてはですね、人事院も持ちませんし、そういう給与を決定する基準となる調査機関等も持ちませんので、これまでやはり国あるいは県に準じてですね、給与の改定は行ってきたところでございますので、今後ともそのように、国と県等の動向を見ながらですね、それに準じた形で行っていききたいというふうに考えておるところでございます。
議 長	栗野議員
栗野議員	ただ今、総務課長の説明がありましたが、２級以下３級から６級まで、また、７級とありますが、わが町の職員の数は、大体級に合せてどのくらいおられるか、また減額額はどのくらいになりますか、お願いいたします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 ４月１日現在で、うちの職員が１８０名おりますけれども、そのうち１級、２級が２６人です。３級から６級までが１５４人で、７級はおりません。 金額からいたしますと、総額で給与の減額の影響額といたしましては、当初予算のベースで計算しておりますけれども、４２，６４０千円が減額になる見込みでございます。以上です。

議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 河内議員、反対の立場ですか。
河内議員	はい。 議案第４０号に反対の立場から討論します。 ２０１３年度政府予算では、国家公務員給与削減に合せて、地方公務員給与を７月から引き下げることを前提に、地方交付税が人件費削減分として約８千億円削減されました。 地方公務員の賃金、労働条件は、地方公共団体での労使交渉に基づき、議会の議決を経て決定されるものです。 それを国が地方交付税を使って強要することは、地方交付税の性格を歪め、賃金決定のルールや地方自治を蹂躪するものと言わざるを得ません。 安倍首相がデフレ脱却に向けた経済界との意見交換会で報酬の引き上げを要請したことに象徴されるように、経済政策として労働者の賃金上げが必要なことは、政治的主張を超えた共通認識となっています。 同時に、地方公務員の賃金は、公務員にとどまらず多くの民間労働者に影響を与えることから、民間賃金をさらに抑制し、それがまた公務員の賃金を引き下げる引き下げスパイラルを加速します。 その結果、消費不況を長引かせ景気を悪化させます。これがデフレ脱却に逆行することはいうまでもありません。 よって、反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成の発言を許します。 (討論なし)
議 長	これで、討論を終わります。 これから、議案第４０号「筑前町の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について」を、採決します。 議案第４０号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、議案第４０号「筑前町の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第１３	
議 長	日程第１３ 請願第２号「「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」にかかわる意見書の提出を求める請願書」並びに発議第５号「「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」にかかわる意見書について」を、一括議題とします。 本件について、文教厚生常任委員長の報告、並びに関連して、発議第５号の説明を求めます。 河内直子文教厚生常任委員長
文教厚生常任委員長	報告をさせていただきます。 本定例会初日の６月２４日において、文教厚生常任委員会に付託されました請願第２号につきまして、去る６月２４日に委員会を開催し審議をいたしました。その審査の経過並びに結果についてご報告を申し上げます。 請願第２号の結果は、お手元に配布の委員会審査報告書のとおり、採択であります。 採択について、挙手による採決を行い、挙手全員により採択と決しました。 これにより、本請願は意見書提出を願意としていることから、発議第５号を提出いたします。

	これより提案説明を行います。 議会提出議案書の２ページをお開きください。 発議第５号。 提出者 河内直子。 賛成者 田中政浩議員・福本秀明議員。 「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」を求める意見書 上記の議案を別紙のとおり地方自治法第１１２条及び会議規則第１３条第１項の規定により提出します。 提出の理由、義務教育の基本である教育の機会均等を保障するため、少人数学級を推進し３０人以下学級とすること。国の責任において義務教育の水準を維持するために、義務教育費国庫負担割合を３分の１から２分の１に復元すること。上記事項の実現について、国の関係機関へ意見書を提出する。これが、この議案を提出する理由であります。 ３ページをお開きください。 「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」を求める意見書（案） ３５人以下学級について、小学校１年生、小学校２年生と続いてきた３５人以下学級の拡充が予算措置されていません。 日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約６割が「小中高校の望ましい学級規模」として、２６人から３０人を挙げています。このように、保護者も３０人以下学級を望んでいることは明らかです。 社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決にむけて、計画的な定数改善が必要です。 子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、ＧＤＰに占める教育費の割合は、ＯＥＣＤ加盟国、データのある３１カ国の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。 将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、政府予算編成において上記事項が実現されるよう、地方自治法第９９条の規定に基づき、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に意見書を提出いたします。 以上で、文教厚生常任委員会の付託案件審査報告を終わります。全会一致でのご賛同をよろしくお願いいたします。
議長	これから、委員長報告に対する質疑を行います。 （質疑なし）
議長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）

議 長	討論なしと認めます。 次に、発議第5号についてを先議します。 お諮りします。 これから、発議第5号「「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」にかかわる意見書について」を、採決します。 発議第5号は、採択することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、発議第5号「「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」にかかわる意見書について」は、採択することに決定しました。 なお、請願第2号「「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」にかかわる意見書の提出を求める請願書について」は、採択すべきものとみなします。
日程第14	
議 長	「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を、議題とします。 議会運営委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りした「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
日程第15	
議 長	日程第15 「常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を、議題とします。 各常任委員長から、所掌事務のうち会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りした「所掌事務の調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
閉 会	
議 長	これで、本日の会議は、全部終了しました。 田頭町長
町 長	閉会にあたりまして、一言お礼のあいさつをさせていただきます。 今回提案をいたしました議案は、1議案を除き、全部承認、可決いただきました。ありがとうございました。 また、否決された議案につきましては、執行部でも再検討してまいります。 このたびの議会は町長選挙の関係から、主要な施策予算が6月提案となりました。執行機関が9カ月となっておりますけれども、全職員全力で執行する所存でございます。執行にあたりまして、議会の皆様のご指導、ご協力をお願いいたしまして、お礼の言葉とさせていただきます。お疲れ様でございました。
議 長	町長からのあいさつが終わりました。

	会議を閉じます。 平成25年第2回筑前町議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。 (14:45)
	上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。 議 長 宮原 均 12番 議 員 内堀靖子 13番 議 員 河内直子